

等のため専用利用権を設定したときについて準用する。

使用者等又はその一般承継人は、従業者等又はその承継人が職務育成品種について品種登録を受けたときは、その育成者権について通常利用権を有する。

(先願)

第九条 同一の品種又は特性により明確に区別されない品種について二以上の品種登録出願があつたときは、最先の出願者に限り、品種登録を受けることができる。

品種登録出願が取り下げられ、又は却下されたときは、その品種登録出願は、前項の規定のとおりである。

前項の規定により受けるべき相当の利益の内容は、その職務育成品種の育成により使用者等が受けるべき利益の額、その育成に関連する使用者等の負担及び貢献の程度並びに従業者等の処遇その他の事情を考慮して定めなければならぬ。

第二項後段及び前項の規定は、契約、勤務規則その他の定めにより、職務育成品種について、使用者等が品種登録出願をしたとき（第二項の場合を除く。）、従業者等がした品種登録出願の出願者の名義を使用者等に変更したとき、又は従業者等が品種登録を受けた場合において使用者等に育成者権を承継させ若しくは使用者等

2
職務育成品種についてには、専業農務員等の他の定めにおいてあらかじめ使用者等が品種登録出願をすることを定めているときは、当該職務育成品種に係る品種登録を受ける地位は、当該使用者等が有するものとする。この場合において、従業者等は、相当の金銭その他の経済上の利益（次項において「相当の利益」という。）を受ける権利を有する。

者等」という。が育成をした品種については、その育成がその性質上使用者、法人又は国若しくは地方公共団体（以下「使用者等」という。）の業務の範囲に属し、かつ、その育成をするに至つた行為が従業者等の職務に属する品種（以下「職務育成品種」という。）である場合を除き、あらかじめ使用者等が品種登録出願をすること、従業者等がした品種登録出願の出願者の名義を使用者等に変更すること又は従業者等が品種登録を受けた場合には使用者等に育成者権を承継させ若しくは使用者等のため専用利用権を設定することを定めた契約、勤務規則その他の定めの条項は、無効とする。

3 適用については、初めからなかつたものとみなす。育成者でない者がした品種登録出願は、第一項の規定の適用については、品種登録料金並びに

第十条の二　日本国内に住所及び居所（法人にあつては、営業所）を有しない者（次項において

かつ、その者の出願品種につき品種の育成に
関する保護を認める場合（前二号に掲げる場
合を除く。）
四 前三号に掲げる場合のほか、条約に別段の
定めがある場合

ることとされている国を含む。以下「同盟国」という。」であり、かつ、その者の出願品種につき品種の育成に関する保護を認める場合（前号に掲げる場合を除く。）
三 その者の属する国が、日本国民に対し品種の育成に関してその国の国民と同一の条件による保護を認める国（その国の国民に対し日本国有育成者権その他育成者権に関する権利の享有を認めることを条件として日本国民に対し当該保護を認める国を含む。）であり、

二 ある場合
その者の属する国又はその者が住所若しく
は居所（法人にあつては、営業所）を有する
国が、千九百七十二年十一月十日及び千九百
七十八年十月二十三日にジユネーヴで改正さ
れた千九百六十一年十二月二日の植物の新品
種の保護に関する国際条約を締結してある国
(同条約第三十四条(2)の規定により日本
国がその国との関係において同条約を適用す

十八年十月二十三日及び十九百九十年三月十九日にジユネーヴで改正された十九百六十一年十二月二日の植物の新品種の保護に関する国際条約を締結している国（以下「締約国」という。）又は同条約を締結している政府間機関（以下「政府間機関」という。）の構成国（以下「締約国等」と総称する。）である場合

適用については、初めからなかつたものとみなす。
育成者でない者がした品種登録出願は、第一項の規定の適用については、品種登録出願でないものとみなす。
(外国人の権利の享有)

第十一条 日本国に住所及び居所（法人にあつては、営業所）を有しない外国人は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、育成者権その他育成者権に関する権利を享有することができない。

一 その者の属する国又はその者が住所若しくは居所（法人にあつては、営業所）を有する国が、一千九百七十二年十一月十日、一千九百七

第十二条 農林水産大臣は、次に掲げる場合は、相当の期間を指定して、品種登録出願の補正をすべきことを命ずることができる。

願品種と同一の品種又は特性により明確に区別されない品種についての品種登録出願、公表、譲渡その他の行為は、当該品種登録出願についての品種登録を妨げる事由とはならない。
(品種登録出願の補正)

2 登録出願に相当する出願（以下「特定国出願」という。）をした者又はその承継人（日本国民又は当該特定国に属する者に限る。）が、日本国民又は当該特定国に属する者であつて、当該特定国出願のうち最先の出願（当該特定国に属する者があつては、当該特定国出願）をしてから一年以内に当該特定国出願に係る品種につき品種登録出願をする場合

出願者が前項の規定により優先権を主張した場合には、締約国出願日又は特定国出願日から品種登録出願をした日までの間にされた当該出

所を有する者に限る。」締約国出願のうち最先の出願をした日（以下「締約国出願日」という。）の翌日から一年以内に当該締約国出願に係る品種につき品種登録出願をする場合

て定めるところにより、優先権を主張することができる。

(在外者) という。」は、農林水産省令で定める場合を除き、その者の品種登録に関する代理人であつて日本国内に住所又は居所を有するもの(同項において「品種登録管理人」という。)によらなければ、品種登録出願その他品種登録に関する手続(同項において単に「手続」という。)をすることができない。

品種登録管理人は、一切の手続について本人を代理する。ただし、在外者が品種登録管理人の代理権の範囲を制限したときは、この限りでない。

第二節 出頑公表

品種登録出願がこの法律又はこの法律に基づく命令で定める方式に違反しているとき。
二 出願者が第六条第一項の規定により納付すべき出願料を納付しないとき。
農林水産大臣は、前項の規定により品種登録出願の補正をすべきことを命じられた者が同項の規定により指定した期間内にその補正をしないときは、その品種登録出願を却下することができる。

の多いおいて同じくあることを知りて品種登録前にその出願品種を業として利用した者に對しては、同様とする。

合においても、出願公表に係る出願品種（当該出願品種と特性により明確に區別されない品種及び當該出願品種が品種登録された場合に同項各号に該当となる品種を含む。以下この条に於いて同じ。）であることを加つて品種

第十四条 出願者は、出願公表があつた後に出願品種の内容を記載した書面を提示して警告をしたときは、その警告後品種登録前にその出願品種、当該出願品種と特性により明確に区別されない品種又は当該出願品種が品種登録された場合に第二十条第二項各号に該当することとなる品種を業として利用した者に対し、その出願品種が品種登録を受けた場合にその利用に対し受けるべき金銭の額に相当する額の補償金の支払を請求することができる。当該警告をしない場合

（出願公表の効果等）

五 出願公表の年月日
六 前各号に掲げるもののほか、必要な事項
農林水産大臣は、出願公表があった後に、品種登録出願が放棄され、取り下げられ、若しくは却下されたとき、又は品種登録出願が拒絶されたときは、その旨を公示しなければならぬ
い。

願の補正をすべきことを命じた場合にあつては、その補正が行われたときは、遅滞なく、次に掲げる事項を公示して、その品種登録出願について出願公表をしなければならない。

一 品種登録出願の番号及び年月日

二 出願者の氏名又は名称及び住所又は居所

三 出願品種の属する農林水産植物の種類

四 出願品種の名称

一 品種登録出願がこの法律又はこの法律に基づく命令で定める方式に違反しているとき。
二 出願者が第六条第一項の規定により納付すべき出願料を納付しないとき。

農林水産大臣は、前項の規定により品種登録の規定により指定した期間内にその補正をしないときは、その品種登録出願を却下することができる。

第二節 出願公表

(出願公表)

- 2 前項の規定による請求権は、品種登録があつた後でなければ、行使することができない。

3 第一項の規定による請求権の行使は、育成者権の行使を妨げない。

4 出願公表後に品種登録出願が放棄され、取り下げられ、若しくは却下されたとき、品種登録出願が拒絶されたとき、第四十九条第一項第一号若しくは第四号の規定により品種登録が取り消されたとき、品種登録についての審査請求が理由があるとしてこれを取り消す裁決が確定したとき、又は品種登録を取り消し、若しくは無効を確認する判決が確定したときは、第一項の規定による請求権は、初めから生じなかつたものとみなす。

5 第三十六条から第三十八条まで及び第四十条から第四十三条まで並びに民法（明治二十九年法律第八十九号）第七百十九条及び第七百二十四条の規定は、第一項の規定による請求権を行使する場合に準用する。この場合において、当該請求権を有する者が品種登録前に当該品種登録出願に係る出願品種の利用の事実及びその利用をした者を知つたときは、同条第一号中「被害者又はその法定代理人人が損害及び加害者を知つた時」とあるのは、「品種登録の日」と読み替えるものとする。

- 3 農林水産大臣は、前項の規定により研究機構に現地調査又は栽培試験を行わせるときは、当該現地調査又は栽培試験を行わないものとする。

4 研究機構は、第一項の規定による現地調査又は栽培試験を行ったときは、遅滞なく、農林水産省令で定めるところにより、当該現地調査又は栽培試験の結果を農林水産大臣に通知しなければならない。

5 農林水産大臣は、第一項の現地調査又は栽培試験の業務の適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、研究機構に対し、当該業務に關し必要な命令をすることができる。
(現地調査又は栽培試験に係る手数料)

第十五条の三 出願者は、第五十五条第二項又は前条第一項の現地調査又は栽培試験に係る実費を勘案して農林水産省令で定める額の手数料を出願者に通知するものとする。

3 第一項の規定により研究機構に納付された手数料は、研究機構の収入とする。
(現地調査又は栽培試験に係る手数料の納付命令)

第十五条の四 農林水産大臣は、出願者が前条第一項の規定により国に納付すべき手数料を納付しないときは、当該出願者に対し、相当の期間を指定して、当該手数料を納付すべきことを命ずることができる。

2 研究機構は、出願者が前条第一項の規定により研究機構に納付すべき手数料を納付しないときは、農林水産大臣にその旨を申し立てることができる。

3 農林水産大臣は、前項の規定による申立てがあつたときは、出願者に対し、相当の期間を指定して、研究機構に手数料を納付すべきことを命ずることができる。
(名称の変更命令)

第十六条 農林水産大臣は、出願品種の名称が第四条第一項各号のいずれかに該当するときは、

- 出願者に対し、相当の期間を指定して、出願品種の名称を同項各号のいずれにも該当しない名称に変更すべきことを命ずることができる。

農林水産大臣は、出願公表があつた後に、前項の規定により名称が変更されたときは、その旨を公示しなければならない。

(品種登録出願の拒絶)

第十七条 農林水産大臣は、品種登録出願が次の各号のいずれかに該当するときは、その品種登録出願について、文書により拒絶しなければならない。

一 その出願品種が、第三条第一項、第四条第二項、第五条第三項、第九条第一項又は第十一条の規定により、品種登録をすることができないものであるとき。

二 その出願者が、正当な理由がないのに、第十五条第一項の規定による命令に従わず、同条第二項若しくは第十五条の二第一項の規定による現地調査を拒み、又は第十五条の四第一項若しくは第三項若しくは前条第一項の規定による命令に従わないとき。

農林水産大臣は、第十五条の二第一項の規定により研究機構に現地調査又は栽培試験を行わせた場合には、品種登録出願が前項第一号(第三条第一項の規定に係る部分に限る。)に該当するかどうかの判断をするに当たっては、研究機構が第十五条の二第四項の規定により通知する現地調査又は栽培試験の結果を考慮するものとする。

農林水産大臣は、第一項の規定により品種登録出願について拒絶しようとするときは、その出願者に対して、拒绝の理由を通知し、相当の期間を指定して、意見書を提出する機会を与えるべきなければならない。

(審査特性の訂正)

第十七条の二 農林水産大臣は、品種登録をするときは、あらかじめ、当該出願品種について審査により特定した特性(以下「審査特性」という。)を出願者に通知しなければならない。

前項の規定による通知を受けた出願者は、当該出願品種の審査特性が事実と異なると思料するときは、農林水産省令で定めるところにより、農林水産大臣に対し、当該審査特性の訂正を求めることができる。

農林水産大臣は、前項の規定による求めがあつたときは、明らかに当該要求に係る事実がないと認める場合を除き、当該審査特性が事実かどうかについて調査を行うものとする。

- 4 農林水産大臣は、前項の規定による調査の結果、当該審査特性が事実と異なることが判明したときは、当該審査特性の訂正をしなければならない。

5 農林水産大臣は、前項の規定による調査の結果、当該審査特性が事実と異なることが判明したときは、当該審査特性の訂正をしなければならない。

6 第十五条から第十五条の四までの規定は、第三項の規定による調査について準用する。

7 前条第一項（第二号に係る部分に限る。）の規定は、第二項の規定による訂正の求めについて準用する。この場合において、同号中「第十五条第一項」とあるのは「次条第六項において準用する第十五条第一項」と、「同条第二項」とあるのは「次条第六項において準用する第十五条第二項」と、「第十五条の四第一項」とあるのは「次条第六項において準用する第十五条の四第一項」と読み替えるものとする。

（品種登録）

第十八条 農林水産大臣は、品種登録出願につき第十七条第一項の規定により拒絶する場合を除き、品種登録をしなければならない。

一 品種登録の番号及び年月日

二 品種の属する農林水産植物の種類

三 品種の名称

四 品種の審査特性（前条第四項の規定による訂正をしたときは、当該訂正後のもの）

五 育成者権の存続期間

六 品種登録を受ける者の氏名又は名称及び住所又は居所

七 前各号に掲げるもののほか、農林水産省令で定める事項

3 農林水産大臣は、第一項の規定による品種登録をしたときは、当該品種登録を受けた者に対してその旨を通知するとともに、前項第一号から第六号までに掲げる事項及び農林水産省令で定める事項を公示しなければならない。

同又は育成者権の消滅によるものを除く。) 又は処分の制限

三 育成者権又は専用利用権を目的とする質権の設定、移転(相続その他の一般承継によるものを除く。)、変更、消滅(混同又は担保する債権の消滅によるものを除く。)又は処分の制限

前項各号の相続その他の一般承継の場合は、遅滞なく、農林水産省令で定めるところにより、その旨を農林水産大臣に届け出なければならぬ。

(通常利用権の対抗力)

第三十二条の二 通常利用権は、その発生後にその育成者権若しくは専用利用権又はその育成者権についての専用利用権を取得した者に対する権利を有する。

第五節 権利侵害

第三十三条 育成者権者又は専用利用権者は、自己の育成者権又は専用利用権を侵害する者又は侵害するおそれがある者に対し、その侵害の停止又は予防を請求することができる。

2 育成者権者又は専用利用権者は、前項の規定による請求をするに際し、侵害の行為を組成した種苗、収穫物若しくは加工品又は侵害の行為に供した物の廃棄その他の侵害の予防に必要な行為を請求することができる。

(損害の額の推定等)

第三十四条 育成者権者又は専用利用権者が故意又は過失により自己の育成者権又は専用利用権を侵害した者に対しその侵害により自己が受けた損害の賠償を請求する場合において、その者がその侵害の行為を組成した種苗、収穫物又は加工品を譲渡したときは、その譲渡した種苗、収穫物又は加工品の数量(以下この項において「譲渡数量」という。)に、育成者権者又は専用利用権者がその侵害の行為がなければ販売することができた種苗、収穫物又は加工品の単位数量当たりの利益の額を乗じて得た額を、育成者権者又は専用利用権者の利用の能力に応じた額を超えない限度において、育成者権者又は専用利用権者が受けた損害の額とすることができる。ただし、譲渡数量の全部又は一部に相当する数量を育成者権者又は専用利用権者が販売することができないとする事情があるときは、当該事情に相当する数量に応じた額を控除するものとする。

第二章 第二節 利害関係

第三十五条の二 登録品種について利害関係を有する者は、ある品種が品種登録簿に記載された当該登録品種の審査特性により明確に区別されない品種の審査特性により明確に区別されない品種は、当該登録品種と特性により明確に区別されない品種の推定)

第三十五条の二 品種登録簿に記載された登録品種の審査特性により明確に区別されない品種は、当該登録品種と特性により明確に区別されない品種と推定する。

(判定)

第三十五条の三 登録品種について利害関係を有する者は、ある品種が品種登録簿に記載された当該登録品種の審査特性により当該登録品種と明確に区別されない品種であるかどうかについて、農林水産省令で定めるところにより、農林水産大臣の判定を求めることができる。

2 農林水産大臣は、前項の規定による求めがあったときは、必要な調査を行った上で判定を行い、当該求めをした者及び当該登録品種の育成者権者に対し、その結果を通知するものとする。

3 第十五条から第十五条の四までの規定は、前項の調査について準用する。

第三十六条 育成者権又は専用利用権の侵害に関する訴訟において、育成者権者又は専用利用権者が侵害の行為を組成したものとして主張する種苗、収穫物又は加工品の具体的な態様を否認するときは、相手方は、自己の行為の具体的な態様を明らかにしなければならない。ただし、相手方において明らかにすることができない相当の理由があるときは、この限りでない。

(書類の提出等)

第三十七条 裁判所は、育成者権又は専用利用権の侵害に係る訴訟においては、当事者の申立てにより、当事者に対し、当該侵害の行為について立証するため、又は当該侵害の行為による損害の計算をするため必要な書類の提出を命ずることができる。ただし、その書類の所持者においてその提出を拒むことについて正当な理由があるときは、この限りでない。

2 裁判所は、前項本文の申立てに係る書類が同項本文の書類に該当するかどうか又は同項ただし書に規定する正当な理由があるかどうかの判断を求めるため必要があると認めるときは、書類の開示を請求することができる。この場合においては、何人も、その提示された書類の開示を求めることができない。

第三十八条 育成者権又は専用利用権の侵害に関する訴訟において、当事者の申立てにより、決定で、当事者等、訴訟代理人又は補佐人に對し、当該商業秘密を侵害に係る訴訟において、その当事者が保有する商業秘密(不正競争防止法(平成五年法律第四十七号)第二条第六項に規定する商業秘密をいう。以下同じ。)について、次に掲げる事由のいずれにも該当することにつき疎明があつた場合には、当事者の申立てにより、決定で、当事者等、訴訟代理人又は補佐人に対する指示をさせることができ。この場合においては、何人も、その提示された書類の開示を請求することができる。以下同じ。)について、第一項本文の申立てに係る書類が同項本文の書類に該当するかどうか又は同項ただし書に規定する正当な理由があるかどうかについて前項後段の書類を開示してその意見を聽くことが必要であると認めるとときは、当事者等(法人である場合にあつては、その代表者)又は当事者の代理人(訴訟代理人及び補佐人を除く。)、使用者その他の従業者をいう。以下同じ。)、訴訟代理人又は補佐人に対する指示をさせなければならない。

4 裁判所は、第二項の場合において、同項後段の書類を開示して専門的な知見に基づく説明を聽くことが必要であると認めるときは、当事者の同意を得て、民事訴訟法(平成八年法律第百九号)第一編第五章第二節第一款に規定する専門委員に対し、当該書類を開示することができる。

5 前各項の規定は、育成者権又は専用利用権の侵害に係る訴訟における当該侵害の行為について立証するため必要な検証の目的の提示について準用する。

(損害計算のための鑑定)

第三十九条 育成者権又は専用利用権の侵害に関する訴訟において、当事者の申立てにより、裁判所が当該侵害の行為による損害の計算をするため必要な事項について鑑定を命じたときは、当事者は、鑑定人に対し、当該鑑定をするため必要な事項について説明しなければならない。

(相当な損害額の認定)

に当事者の保有する営業秘密が含まれること。

- 二 前号の営業秘密が当該訴訟の進行の目的以外の目的で使用され、又は当該営業秘密が開示されることにより、当該営業秘密に基づく当事者の事業活動に支障を生ずるおそれがあり、これを防止するため当該営業秘密の使用又は開示を制限する必要があること。
- 前項の規定による命令（以下「秘密保持命令」という。）の申立ては、次に掲げる事項を記載した書面でしなければならない。
- 一 秘密保持命令を受けるべき者
 - 二 秘密保持命令の対象となるべき営業秘密を特定するに足りる事実
 - 三 前項各号に掲げる事由に該当する事実
 - 四 秘密保持命令が発せられた場合には、その決定書を秘密保持命令を受けた者に送達しなければならない。
 - 五 秘密保持命令の申立てを却下した裁判に対しでは、即時抗告をすることができる。
- （秘密保持命令の取消し）

第四十一条 秘密保持命令の申立てをした者又は

秘密保持命令を受けた者は、訴訟記録の存する

裁判所（訴訟記録の存する裁判所がない場合に

あつては、秘密保持命令を発した裁判所）に対

し、前条第一項に規定する要件を欠くこと又は

これを欠くに至つたことを理由として、秘密保

持命令の取消しの申立てをすることができる。

秘密保持命令の取消しの申立てについての裁

判があつた場合には、その決定書をその申立て

をした者及び相手方に送達しなければならな

い。

秘密保持命令の取消しの申立てについての裁

判に対しても、即時抗告をすることができる。

秘密保持命令を取り消す裁判をし

た場合において、秘密保持命令の取消しの申立

てをした者又は相手方以外に当該秘密保持命令

が発せられた訴訟において当該営業秘密に係る

秘密保持命令を受けている者があるときは、そ

の者に対し、直ちに、秘密保持命令を取り消す

裁判をした旨を通知しなければならない。

（訴訟記録の閲覧等の請求の通知等）

第四十二条 秘密保持命令が発せられた訴訟（全

ての秘密保持命令が取り消された訴訟を除く。）

2 前項の規定による公示があつた日から三十日以内に納付しなければならない。

第一項の規定による第二年以後の各年分の登

録料は、前年以前に納付しなければならない。

前項に規定する期間内に登録料を納付するこ

とができるときは、その期間が経過した後であつても、その期間の経過後六月以内にその登

録料を追納することができる。

（登録料）

第四十五条 育成者権者は、第十九条第二項に規

定する存続期間の満了までの各年について、一

件ごとに、三万円を超えない範囲内で農林水產

省令で定める額の登録料を納付しなければなら

ない。

前項の規定は、育成者権者が国であるとき

は、適用しない。

第一項の登録料は、育成者権が国と国以外の

者との共有に係る場合であつて持分の定めがあ

るときは、同項の規定にかかわらず、同項の農

林水產省令で定める登録料の額に國以外の者の

持分の割合を乗じて得た額とし、國以外の者が

その額を納付しなければならない。

前項の規定により算定した登録料の額に十円

未満の端数があるときは、その端数は、切り捨

てる。

第一項の規定による第一年分の登録料は、第

十八条第三項の規定による公示があつた日から

三十日以内に納付しなければならない。

第一項の規定による第二年以後の各年分の登

録料は、前年以前に納付しなければならない。

（品種登録の取消し）

第四十九条 農林水產大臣は、次に掲げる場合に

は、品種登録を取り消さなければならない。

一 その品種登録が第三条第一項、第四条第二

項、第五条第三項、第九条第一項又は第十条

の規定に違反してされたことが判明したと

き。

に当事者の保有する営業秘密が含まれること。

二 前号の営業秘密が当該訴訟の進行の目的以

外の目的で使用され、又は当該営業秘密が開

示されることにより、当該営業秘密に基づく

当事者の事業活動に支障を生ずるおそれがあ

り、これを防止するため当該営業秘密の使用

又は開示を制限する必要があること。

前項の規定による命令（以下「秘密保持命

令」という。）の申立ては、次に掲げる事項を

記載した書面でしなければならない。

（登録品種の調査）

第一項の場合において、裁判所書記官は、同項

の請求があつた日から一週間を経過する日まで

の間（その請求の手続を行つた者に対する秘密

保持命令の申立てがその日までにされた場合に

あつては、その申立てについての裁判が確定す

るまでの間）、その請求の手続を行つた者に同

項の秘密記載部分の閲覧等をさせてはならない

い。

前項の規定は、第一項の請求をした者に同

項の秘密記載部分の閲覧等をさせることがあります

い。

当事者の全ての同意があるときは、適用しな

い。

（当事者尋問等の公開停止）

研究機関又は独立行政法人畜改良センター（以下「研究機関等」という。）に、種苗業者から検査のために必要な数量の指定種苗を集取させることができる。ただし、時価によつてその対価を支払わなければならない。

基準を定め、これを公表するものとする。
農林水産大臣は、前項の規定により定められた基準を遵守しない種苗業者があるときは、その者に対し、その基準を遵守すべき旨の勧告をすることができる。（指定種苗についての命令）

第六十条 農林水産大臣は、前条第一項及び第二項の規定に違反した種苗業者に対し、若しくは当該事項各号に掲げる事項を表示し、又はその違反行為に係る指定種苗の販売を禁止することができる。

2 農林水産大臣は、前条第四項の規定による勧告を受けた種苗業者がその勧告に従わなかつたときは、当該種苗業者に対し、期限を定めて、同条第三項の基準を遵守すべきことを命ずることができる。（指定種苗の生産等に関する基準）

第六十一条 農林水産大臣は、優良な品質の指定種苗の流通を確保するため特に必要があると認められるときは、当該指定種苗の生産、調整、保管又は包装について当該指定種苗の生産を業とする者及び種苗業者が遵守すべき基準を定め、これを公表するものとする。

2 農林水産大臣は、前項の規定により定められた基準を遵守しない指定種苗の生産を業とする者又は種苗業者があるときは、これららの者に対し、その基準を遵守すべき旨の勧告をすることができる。（指定種苗の集取）

第六十二条 農林水産大臣は、その職員に、種苗業者から検査のために必要な数量の指定種苗を集取させることができ。ただし、時価によつてその対価を支払わなければならない。（研究機関等による指定種苗の集取）

2 前項の場合において、種苗業者の要求があつたときは、その職員は、その身分を示す証明書を提示しなければならない。（研究機関等による指定種苗の集取）

第六十三条 農林水産大臣は、必要があると認めるとときは、農林水産省令で定める区分により、農林水産省令で定める区分により、

（秘密保持命令違反の罪）
第七十条 秘密保持命令に違反した者は、五年以下の拘禁刑若しくは五百万円以下の罰金に処せることができる。ただし、時価によつてその対価を支払わなければならない。

2 前項の罪は、告訴がなければ公訴を提起することができない。
3 第一項の罪は、日本国外において同項の罪を犯した者にも適用する。

（虚偽の表示をした指定種苗の販売等の罪）
第七十一条 次の各号のいずれかに該当する者は、五十万円以下の罰金に処する。

1 第五十九条第一項及び第二項の規定により表示すべき事項について虚偽の表示をした指定種苗を販売した者
2 第六十条第一項又は第二項の規定による処分に違反して指定種苗を販売した者
（虚偽届出等の罪）

第七十二条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

1 第五十八条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者
2 正当な理由がないのに第六十二条第一項又は第六十三条第一項の集取を拒み、妨げ、又は忌避した者
3 第六十五条の規定による報告若しくは書類の提出をせず、又は虚偽の報告をし、若しくは虚偽の書類を提出了した者

（両罰規定）
第七十三条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して次の各号に掲げる規定の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人に対する各本条に定める罰金刑を、その人に對して各本条の罰金刑を科する。

1 第六十七条又は第七十条第一項 三億円以下の罰金刑
2 第六十八条又は第六十九条 一億円以下の罰金刑
3 第七十七条又は前条第一号若しくは第三号 各本条の罰金刑

（侵害の罪）
第六十七条 育成者権又は専用利用権を侵害した者は、十年以下の拘禁刑若しくは千万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

（詐欺の行為の罪）
第六十八条 詐欺の行為により品種登録を受けた者は、三年以下の拘禁刑又は三百万円以下の罰金に処する。

（虚偽表示の罪）
第六十九条 第五十六条の規定に違反した者は、三年以下の拘禁刑又は三百万円以下の罰金に処する。

科する場合における時効の期間は、これらの規定の罪についての時効の期間による。
第七十条 第二条第六項に規定する重要な形質の指定による罰金に處する。

2 第二条第六項に規定する重要な形質の指定による罰金に處する。（命令違反に対する過料）
第七十四条 第十六条、第三十五条の二第五項（第十七条の二第三項、第三十五条の三第三項及び第四十七条第三項において準用する場合を含む。）又は第六十四条の規定による命令に違反した場合は、その違反行為をした研究機関等の役員は、二十万円以下の過料に処する。

2 第二十二条の規定に違反した者は、十万円以下の過料に処する。
3 第五十五条の規定に違反した者（第一号の規定に該当する者を除く。）
（施行期日）
第一条 この法律は、一千九百七十二年十一月十日、一千九百七十八年十月二十三日及び一千九百九十一年三月十九日にジュネーヴで改正された千九百六十一年十二月二日の植物の新品种の保護に関する国際条約が日本国について効力を生ずる日から施行する。ただし、次条の規定は、公布の日から施行する。

（農業資材審議会の意見の聴取の特例）
第二条 改正後の種苗法（以下「新法」という。）第二条第六項に規定する重要な形質の指定については、農林水産大臣は、この法律の施行前においても農業資材審議会の意見を聴くことができる。

（旧法の規定による出願に関する経過措置）
第三条 この法律の施行の際に改正前の種苗法（以下「旧法」という。）第七条第一項の規定による登録の出願がされている品種については、当該出願の日に新法第五条第一項の品種登録出願がされたものとみなす。この場合において、新法第四条第二項中「品種登録出願の日から一年さかのぼった日前」とあるのは、「品種登録出願の日前」と、新法第十三条第一項中「品種登録出願を受理したとき」とあるのは、「この法律が施行されたとき」と、新法第十七条第一項中「該当するとき」とあるのは、「該当するとき又はその出願品種が種苗法（昭和二十二年法律第二百五号）第一条の二第一項に規定する農林水

2 む。)の経過措置に関する規定に定めるものを除き、この法律の施行の日以後における改正後のそれぞれの法律の適用については、改正前のそれぞれの法律の相当規定によりされた処分等の行為又は申請等の行為とみなす。

この法律の施行前に改正前のそれぞれの法律の規定により國又は地方公共團体の幾箇に對し

報告、届出、提出その他の手続をしなければならない事項で、この法律の施行の日前にその手続がされていないものについては、この法律及びこれに基づく政令に別段の定めがあるもののほか、これを、改正後のそれぞれの法律の相当規定により国又は地方公共団体の相当の機関に対して報告届出、提出その他の手続をしなければならない事項についてその手続がされていないものとみなして、この法律による改正後のおそれぞれの法律の規定を適用する。

(不服申立てに関する経過措置)

第一百六十一條 施行日前にされたた國等の事務に係る処分であつて、当該処分をした行政庁（以下この条において「処分庁」という。）に施行日前に行政不服審査法に規定する上級行政庁（以下この条において「上級行政庁」という。）があつたものについての同法による不服申立てについては、施行日以後においても、当該処分庁に引き続き上級行政庁があるものとみなして、行政不服審査法の規定を適用する。この場合において、当該処分の上級行政庁とみなされる行政庁は、施行日前に当該処分の上級行政庁であつた行政庁とする。

前項の場合において、上級行政庁とみなされる行政庁が地方公共団体の機関であるときは、当該機関が行政不服審査法の規定により処理することとされる事務は、新地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

(罰則に関する経過措置)

第一百六十三条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任)

第一百六十四条 この附則に規定するもののかぎり、この法律の施行に伴い必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

(検討)

（施行期日）
**附 則（平成一一年一二月八日法律第二
五二号）抄**
（施行期日）
第一条 この法律は、平成十二年四月一日から施行する。ただし、附則第八条の規定は、この法律の公布の日又は行政機関の保有する情報の公開に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成十一年法律第四十三号）の公布の日のいずれか遅い日から施行する。
**附 則（平成一一年一二月二二日法律第一
六〇号）抄**
（施行期日）
第一条 この法律（第二条及び第三条を除く。）は、平成十三年一月六日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
一 第九百九十五条（核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律附則の改正規定に係る部分に限る。）、第千三百五条（第千三百六条、第千三百一十四条第二項、第千三百二十六条第二項及び第千三百四十四条の規定）
**附 則（平成一一年一二月二二日法律第一
八四号）抄**
（施行期日）
第一条 この法律は、平成十三年一月六日から施行する。ただし、第十条第二項及び附則第七条から第九条までの規定は、同日から起算して六ヶ月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。
**（種苗法の一
部改正に伴う経過措置）**
第九条 前条の規定の施行の際現に同条の規定による改正前の種苗法（以下「旧法」という。）第十五条第二項又は第四十条第二項の規定により農林水産大臣の職員に行わせている栽培試験は、前条の規定による改正後の種苗法（以下

きる限り新たに設けることのないようにするとともに、新地方自治法別表第一に掲げるもの及び新地方自治法に基づく政令に示すものについては、地方分権を推進する観点から検討を加え、適宜、適切な見直しを行うものとする。

第二百五十五条 政府は、地方公共団体が事務及び事業を自主的かつ自立的に執行できるよう、

〔新法〕という。第十五条第二項又は第四十一条第一項の規定によりセンターに行われている栽培試験とみなす。

（その他の経過措置の政令への委任）
第四条 前二条に定めるもののほか、この法律の施行に關し必要な経過措置は、政令で定める
附 則（平成一五年六月一八日法律第○号）
この法律は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行する。

3 第一項の届出が旧法第十八条第三項の規定による公示後にされた場合における新法第二十一条の二第三項及び第四項の規定の適用について

は、同条第三項中「第十三条第一項又は第十八条第三項の規定による公示の際、これらの公示と併せて、それぞれ第十三条第一項第一号から第四号までに掲げる事項及び当該届出に係る事項（前項の規定による届出があつた場合には、当該届出に係る変更後の事項。以下この項及び次項並びに第二十二条の四第三項において同じ。）又は第十八条第二項第一号」とあるのは「直ちに、当該登録品種に係る第十八条第二項第一号」と、同条第四項中「公示（第十八条第三項の規定による公示と併せてされたものに限る。）」とあるのは「公示」とする。

（新法第二十二条の二第一項及び第七項の規定の適用に関する経過措置）

第四条 施行日から第二号施行日の前日までの間ににおける新法第二十二条の二第一項及び第七項の規定の適用については、同条第一項第一号以及び口中「前条第二項ただし書」とあるのは「前条第四項ただし書」と、同条第七項中「前条第二項本文」とあるのは「前条第四項本文」とする。

（出願料、手数料及び登録料に関する経過措置）

第五条 新法第六条第一項、第十五条の三、第十五条の四及び第四十五条第一項の規定は、第二号施行日以後に於ける新法第五条第一項の規定による品種登録の出願に係る出願料、手数料及び登録料について適用し、第二号施行日前にした旧法第五条第一項の規定による品種登録の出願に係る出願料及び登録料については、なお従前の例による。（通常利用権に関する経過措置）

第六条 施行日前に旧法第三十二条第五項の規定により登録された通常利用権の移転、変更、消滅若しくは処分の制限又は通常利用権を目的とする質権の設定、移転、変更、消滅若しくは处分の制限については、なお従前の例による。

2 新法第三十二条の二の規定は、施行日以後に通常利用権に係る育成者権若しくは専用利用権又はその育成者権についての専用利用権を取得した者について適用し、施行日前にこれらの権利を取得した者については、なお従前の例による。（政令への委任）

第七条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に關し必要な経過措置は、政令で定める。

第八条（検討）

政府は、この法律の施行後五年を目途として、この法律による改訂後の規定の施行の状況を勘査し、必要があると認めるときは、当該規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則（令和三年五月一九日法律第三七号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、令和三年九月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第二十七条（住民基本台帳法別表第一から別表第五までの改正規定に限る。）、第四十五条、第四十七条及び第五十五条（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一及び別表第二の改正規定（同表の二十七の項の改正規定を除く。）に限る。）並びに附則第八条第一項、第五十九条から第六十三条まで、第六十七条及び第七十一条から第七十三条までの規定）公布の日

四 第十七条、第三十五条、第四十四条、第五十条及び第五十八条並びに次条、附則第三条、第五条、第六条、第七条（第三項を除く。）、第十三条、第十四条、第十八条（戸籍法第一百二十九条の改正規定（戸籍の）の下に「正本及び」を加える部分を除く。）に限る。）、第十九条から第二十一条まで、第二十三条、第二十四条、第二十七条、第二十九条（住民基本台帳法第三十条の十五第三項の改正規定を除く。）、第三十条、第三十一条、第三十三条から第三十五条まで、第四十条、第四十二条、第四十四条から第四十六条まで、第四十八条、第五十条から第五十二条まで、第五十三条（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十四条の二第一項、第五項、第六項及び第九項の改正規定並びに同法第五十二条の三の改正規定を除く。）、第五十五条（がん登録等の推進に関する法律（平成二十五年法律第二百一一号）第三十五条の改正規定（二条例を含む。）を削る部分に限る。）を除く。）、第五十六条、第五十八条、第六十四条、第六十五条、第六十八条及び第六十九条の規定）公布の日

（罰則に関する経過措置）

第七十一条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して四年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第三条の規定並びに附則第六十条中商業登記法（昭和三十八年法律第二百一十五号）第五十二条第二項の改正規定及び附則第一百二十五条の規定）公布の日

（政令への委任）

第一百二十五条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

（施行期日）

第一条 この法律は、刑法等一部改正法施行日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第五百九条の規定）公布の日